

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！
J R 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町68
TEL 054-284-3608

発行責任者 山本繁明
2011年3月22日 No. 14

乗務員の震災発生以降現在の 労働時間の整理「保証」について

東日本大震災の影響で、東京電力の計画停電に伴い、列車本数を減らしての運行や行き先の変更・作業の変更を余儀なくされるなか、各運輸区では行路を変更しての乗務や終了時間の繰り上げなどが発生しています。

地本は、以上のように所定の行路の労働時間より労働時間が短くなるが発生していることから、労働時間をどのように整理「保証」するのかについて会社に説明を求めました。内容は以下のとおりです。

乗務員(構内運転士を除く)は特殊勤務であり、会社の指示によって勤務時間が予定したもの(所定行路の労働時間)より短くなっても、月間の積算で下回っても給料のカットは無い。ここが一番のポイントである。就業規則第93条「災害時の勤務」及び94条「時間外労働」にあるとおりに、労働時間の整理を行う。

つまり今回の場合の整理方(通常時においても同じ整理)は、訓練時間を含む1ヶ月の勤務した日数×7時間<1ヶ月の実総労働時間(訓練時間含む)となった場合の差が超過勤務手当の対象となります。但し、実総労働時間には「列車遅延(遅延対応時分を超えた分)や所定の労働時間以外での勤務および休日出勤」を除きます。前記で除いた「」内の項目は全てが超過勤務手当の対象となります。